

<令和8年度版>

行政手続法の問題集

【問題＋解答】

【目次】

問題＋解答（全67問） p 2～61

青字の「改正」：令和6年9月26日施行分

赤字の「改正」：令和6年4月1日施行分

第1章 総則

問1 次の①～④に当てはまる語句を書きましょう。

< 1条1項：行政手続法の対象になっている手続 >

- ①「_____」 ①a「_____」 ①b「_____」
②「_____」 ③「_____」 ④「_____」

問2 次の空欄を埋めましょう。

< 1条1項：行政手続法の目的 >

行政運営における「_____」と「_____」を図り、
もって「_____」に資すること

問3 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

< 1条2項：行政手続法（一般法）と他の法律（特別法）の関係 >

行政手続について、他の法律に特別の定めがある場合は、

【 行政手続法 ／ 他の法律 】が優先される。

問4 次の空欄を埋めましょう。

< 2条1号：行政手続法の『法令』に含まれるもの >

法律、法律に基づく命令、法律に基づく告示、「_____」、

地方公共団体の執行機関の「_____」・規程

第 1 章 総則

問 1 の正解

＜ 1 条 1 項：行政手続法の対象になっている手続＞

- ①「処分」 ①a「申請に対する処分」 ①b「不利益処分」
②「行政指導」 ③「届出」 ④「命令等」

問 2 の正解

＜ 1 条 1 項：行政手続法の目的＞

行政運営における「公正の確保」と「透明性の向上」を図り、
もって「国民の権利利益の保護」に資すること

問 3 の正解

＜ 1 条 2 項：行政手続法（一般法）と他の法律（特別法）の関係＞

行政手続について、他の法律に特別の定めがある場合は、

【 他の法律 】が優先される。

問 4 の正解

＜ 2 条 1 号：行政手続法の『法令』に含まれるもの＞

法律、法律に基づく命令、法律に基づく告示、「条例」

地方公共団体の執行機関の「規則」・規程

問5 次の空欄を埋めましょう。

< 2条2号：『処分』の定義>

行政庁の「_____」その他「_____」

問6 次の空欄を埋めましょう。

< 2条3号：『申請』の定義>

法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の

「_____」を付与する処分（許認可等）を求める行為で、

当該行為に対して行政庁が「_____」をすべきこととされているもの。

問7 次の空欄を埋めましょう。

< 2条4号：『不利益処分』の定義>

行政庁が、法令に基づき、「_____」を名あて人として、直接に、これに

「_____」をいう。

問8 次の空欄を埋めましょう。

< 2条4号イ～ニ：不利益処分に該当しないもの>

イ 「_____」及び「_____」をするに当たりその範囲、

時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 「_____」その他申請に

基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の「_____」の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった

事実が消滅した旨の「_____」があったことを理由としてされるもの

問5の正解

＜2条2号：『処分』の定義＞

行政庁の「処分」その他「公権力の行使に当たる行為」

問6の正解

＜2条3号：『申請』の定義＞

法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の

「自己に対し何らかの利益」を付与する処分（許認可等）を求める行為で、当該行為に対して行政庁が「諾否の応答」をすべきこととされているもの。

問7の正解

＜2条4号：『不利益処分』の定義＞

行政庁が、法令に基づき、「特定の者」を名あて人として、直接に、これに「義務を課し、又はその権利を制限する処分」をいう。

問8の正解

＜2条4号イ～ニ：不利益処分に該当しないもの＞

イ 「事実上の行為」及び「事実上の行為」をするに当たりその範囲、

時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 「申請により求められた許認可等を拒否する処分」その他申請に

基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の「同意」の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった

事実が消滅した旨の「届出」があったことを理由としてされるもの

問 9 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。

＜ 2 条 5 号：『行政機関』の定義＞

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（以下省略）

ロ 地方公共団体の機関（議会を【 除く / 含む 】。）

問 1 0 次の空欄を埋めましょう。

＜ 2 条 6 号：『行政指導』の定義＞

行政機関がその「_____」又は「_____」において一定の行政目的を実現するため「_____」に「_____」を求める指導、「_____」、助言その他の行為であって処分に該当しないもの。

問 1 1 次の【】内の語句のうち、正しい方を選びましょう。空欄も埋めましょう。

＜ 2 条 7 号：『届出』の定義＞

行政庁に対し「_____」をする行為（「_____」に該当するものを【 除く / 含む 】。）で、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを【 除く / 含む 】。）。)

問 9 の正解

＜ 2 条 5 号：『行政機関』の定義＞

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（以下省略）
- ロ 地方公共団体の機関（議会を【 除く 】。）

問 1 0 の正解

＜ 2 条 6 号：『行政指導』の定義＞

行政機関がその「任務」又は「所掌事務の範囲内」において一定の行政目的を実現するため「特定の者」に「一定の作為又は不作為」を求める指導、「勧告」、助言その他の行為であって処分に該当しないもの。

問 1 1 の正解

＜ 2 条 7 号：『届出』の定義＞

行政庁に対し「一定の事項の通知」をする行為（「申請」に該当するものを【 除く 】。）で、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを【 含む 】。）。

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト で検索」

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。
ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（０５５－２１５－２０５９）で承っております。

<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。
先生の講座のおかげです。（ T.G.さん ）

<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を２時間で解く」と言うことが大きな力となりました。
本試験でも２時間で解くペースを持ち続けられたからこそ１時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。
半年間のご指導をどうも有難うございました。（ K.W.さん ）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。
各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| No.1 行政手続法の逐条解説 | No.6 民法の逐条解説（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の逐条解説 | No.7 民法の逐条解説（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の逐条解説 | No.8 民法の逐条解説（親族） |
| No.4 民法の逐条解説（総則） | No.9 民法の逐条解説（相続） |
| No.5 民法の逐条解説（物権） | No.10 個人情報保護法の逐条解説 |

<問題集>

- | | |
|------------------|-------------------|
| No.1 行政手続法の問題集 | No.6 民法の問題集（債権総論） |
| No.2 行政不服審査法の問題集 | No.7 民法の問題集（債権各論） |
| No.3 行政事件訴訟法の問題集 | No.8 民法の問題集（親族） |
| No.4 民法の問題集（総則） | No.9 民法の問題集（相続） |
| No.5 民法の問題集（物権） | No.10 個人情報保護法の問題集 |

<勉強法>

- | | |
|----------------|-----------------|
| No.1 もうひとつの勉強法 | No.2 基礎知識の足切り対策 |
|----------------|-----------------|

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパインダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができなければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をととてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（ S.Y.さん ）